



2025年4月1日 No. 200 (毎月1日発行)

【所得税の家賃控除について】

毎年5月に個人所得税の確定申告が行われますが、今回の申告において、前回から改正されたポイントは以下の通りです。

・ 所得税の家賃控除について

今年5月の確定申告（2024年分）から、住居家賃にかかる控除が列挙控除項目ではなく、特別控除の項目に変更され、かつ控除額が12万台湾ドルから18万台湾ドルに引き上げられます。ただし、所得税率が20%を超える場合、または基本所得額が750万台湾ドルを超える場合は、特別控除の適用対象外となります。これにより、標準控除を選択した場合であっても、家賃費用を所得控除の対象とすることができます。

・ 子育て世帯の税負担軽減策の拡充

今年5月の確定申告（2024年分）から、子育て世帯の税負担軽減策が拡充され、2024年分の所得（2025年5月申告）より、未就学児に対する特別控除の適用年齢が「5歳未満」から「6歳未満」に引き上げられ、控除額も第1子で従来の12万台湾ドルから15万NT\$に、第2子以降は1人当たり22.5万台湾ドルに増額されています。また、従来この控除は高所得世帯には適用できませんでしたが、この富裕層除外規定は撤廃され、全ての納税者が恩恵を受けられるよう改善されました。この改正により、子育て世帯の可処分所得が増え、中低所得層の税負担緩和と少子化対策につながると期待されています。

・ 基本生活費の増額

一人当たり基本生活費控除の金額を21万元に増額し、前年度と比べて、8千円の増額となります。

フェアコンサルティング台湾

(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區敦化北路167號11樓C室 宏國大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下 (SAKASHITA)

yu.sakashita@faircongrp.com

2024年2月1日 台中オフィスがオープンしました。

台中オフィス：台中市西區台灣大道2段285號4樓之2

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。